



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2019/06/04
SDS整理番号 01049150

製品等のコード : 0104-9150、0104-8132、0104-9160、0105-0170、0105-0180

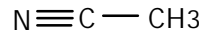
製品等の名称 : アセトニトリル

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
香料、医薬・医薬中間体、合成繊維、合成中間体、溶媒、変性剤製造原料、
フチレン-ダタジエンの抽出液、ビタミンB1製造原料、サルファ剤製造原料、
エキス など



2. 危険有害性の要約



GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体	: 区分2
自然発火性液体	: 区分外
金属腐食性物質	: 区分外
健康に対する有害性	
急性毒性(経口)	: 区分5【国連GHS分類】
急性毒性(経皮)	: 区分3
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: 区分2A
生殖細胞変異原性	: 区分2
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	: 区分1(中枢神経系、呼吸器)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	: 区分2(中枢神経系、呼吸器、腎臓、血液系、肝臓)

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
飲み込むと有害のおそれ(経口)
皮膚に接触すると有毒(経皮)
強い眼刺激
遺伝性疾患のおそれの疑い
中枢神経系、呼吸器の障害
長期又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器、腎臓、血液系、肝臓の障害のおそれ

注意書き

【安全対策】
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること、アースをとること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
ミスト、蒸気などを吸入しないこと。

取扱い後は、よく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。

皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。

眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に

外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。

汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	:	単一製品
化学名	:	アセトニトリル (別名)メチルシアニド、エタンニトリル、シアノメタン、 シアン化メチル (英名)Acetonitrile (EC名称、TSCA名称)、 Methyl cyanide、Ethanenitrile、Cyanomethane
成分及び含有量	:	アセトニトリル、99.5%以上
化学式及び構造式	:	C ₂ H ₃ N、CH ₃ CN、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	44.05
官報公示整理番号	:	(2)-1508
化審法	:	公表化学物質(化審法番号を準用)
安衛法	:	
CAS No.	:	75-05-8
EC No.	:	200-835-2
危険有害物質	:	アセトニトリル ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 15 表示対象物 政令番号 15 危険物・引火性の物 ・毒物劇物取締法 劇物「有機シアン化合物」 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-13 (99%) ・消防法 危険物第4類引火性液体 第一石油類 水溶性

4. 応急措置

吸入した場合	:	呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	:	直ちに、汚染された衣類、靴などを全て脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	:	直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	:	直ちに、口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状:	:	

吸入 : 咽頭痛、脱力感、腹痛、息苦しさ、痙攣、意識喪失、嘔吐。
症状は遅れて現われることがある。

皮膚に付着 : 発赤
眼に付着 : 発赤、痛み
経口摂取 : 「吸入」参照

医師に対する特別注意事項 : 症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的な経過観察が必要である。
必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。
火気に注意する。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。
粉末、二酸化炭素、泡（耐アルコール泡）、水噴霧
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水（本品があふれ出て、火災を拡大するおそれがある。）
特有の危険有害性 : 引火性が極めて高い。
極めて燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。
引火点(12.8)以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性もある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
周辺の発火源を速やかに取除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。
引火点(12.8)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。

		指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。 炎、火花または高温体との接触を避ける。 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項	:	防爆型の換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの 取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。 眼に入れない。
接触回避 保管 技術的対策	:	接触、吸入又は飲み込まない。 炎、火花または高温体との接触を避ける。
保管条件	:	保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の 軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な 傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
混触危険物質 容器包装材料	:	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。 光のはく露や高温多湿を避けて保管する。 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。 一定の場所を定めて、施錠して保管する。 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。 貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
	:	酸化剤、酸、アルカリ ガラスなど。 アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 室温での容器包装材料の耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

本品のデータなし。
類似化合物のアクリロニトリル(CG3CH2CN、CAS No.107-13-1)のデータを示す。

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレングム× クロロプレンゴム(ネオプレン) ニトリルゴム× ブチルゴム
天然ゴム シリコンゴム - フッ素ゴム(バイトン、ダイエル)× テフロン
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅
軟質塩ビ× 硬質塩ビ ポリスチレン× ABS ポリエチレン ポリプロピレン
ナイロン - アセタール樹脂 - アクリル樹脂× ポリカーボネート - ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	:	設定されていない。
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	:	日本産衛学会(2017年版) 設定されていない。 ACGIH(2017年版) TLV-TWA 20ppm 経皮吸収あり
設備対策	:	防爆の電気・換気・照明機器を使用する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる。 作業場には防ばく型の換気装置を設置し局所排気又は全体換気を行なう。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
保護具	:	
呼吸器の保護具	:	呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。
手の保護具	:	保護手袋(ネオプレン製、シリコン製、ポリウレタン製など)を着用する。
眼の保護具	:	保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。
皮膚及び身体の保護具	:	長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	:	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 無色の液体
臭い	: 特異臭(エーテル臭)
pH	: データなし
融点	: -46
沸点	: 82
引火点	: 12.8 (密閉式)
爆発範囲	: 下限 3.0vol%、上限 16vol%
蒸気圧	: 9.7kPa(20)
蒸気密度(空気 = 1)	: 1.4
比重	: 0.781~0.784 (20/20)
溶解度	: 水に極めて溶けやすい(混和しやすい)。 エタノール、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい(混和しやすい)。 酢酸メチル、酢酸エチル、アセトン、クロロホルム、四塩化炭素及び多くの不飽和炭化水素と混和する。 多くの飽和炭化水素と混和しない。
オクタノール/水分配係数	: log Pow = -0.34
自然発火温度	: 524
分解温度	: 120 (有毒ガス発生)
粘度	: 0.35mPa・s (20)
GHS分類	
引火性液体	: ICSC(2002)による引火点は12.8 (密閉式)、かつ沸点は82 でありまた、国連危険物輸送勧告ではクラス3、容器等級II (国連番号1648) であることから、区分2とした。 引火性の高い液体および蒸気(区分2)
自然発火性液体	: 常温の空気と接触しても自然発火しない(発火点524 (ICSC,2002)) 区分外とした。
金属腐食性物質	: データはないが、国連危険物輸送勧告がクラス3 (国連番号1648) であることから、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常取扱条件において安定である。 水と混触すると徐々に分解する。
危険有害反応可能性	: 強酸化剤との混触により発熱、発火する。 酸性水溶液、塩基性溶液と反応して有毒なフュームを生じる。 多くのプラスチック、ゴム、被膜材を侵す。 120 以上加熱すると分解して有毒なシアンヒドリンを発生する。
避けるべき条件	: 熱、日光、裸火、スパーク、静電気
混触危険物質	: 強酸化剤(硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など)、 酸、塩基
危険有害な分解生成物	: 燃焼した時、有毒ガス(シアン化水素、シアンヒドリン、窒素酸化物)を発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラットLD50 = 3,800、1,320、2,460、2,230、1,730、6,740、3,200、160、3,070、3,470、4,050 mg/kg (EHC 154 (1993)) に基づき、計算式を適用して得られたLD50 = 2,080 mg/kg から区分5とした(国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分外である。 飲み込むと有害のおそれ(経口)(区分5) 経皮 ウサギ LD50 = 3,940、980、390mg/kg (EHC 154 (1993)) に基づき、計算式を適用して得られたLD50 = 390 mg/kg から区分3とした。 皮膚に接触すると有毒(区分3) 吸入(蒸気) ラット LC50 = 26.8 mg/L (4時間)(EHC 154 (1993)) に基づき、計算式を適用してLC50(4時間換算値)の16000 ppmが得られた。 飽和蒸気圧88.8mmHg(25) [換算値 11800Pa(25)](HSDB (2005))における飽和蒸気圧濃度は117000ppmである。今回得られたLC50は、飽和蒸気圧濃度の90%より低い濃度であるため、「ミストがほとんど混在しない蒸気」として、ppm濃度基準値で区分外とした。 吸入(ミスト) 情報がないため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性	: EU-RAR No.18 (2002) 記載中のウサギを用いたEPA/OECD Guidelineに従った皮膚刺激性試験におけるDraize scoreはすべての観察時間、すべての動物で「0」のため、皮膚刺激性はなかったと判断し、区分外とした。

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: EU-RAR No.18 (2002) 記載のウサギを用いた眼刺激性試験で平均スコアが角膜混濁1.45、結膜発赤3であるため区分2であるが、2Aと2Bを区分できる情報がないため、区分2Aとした。 強い眼刺激(区分2A)
呼吸器感受性	: 情報がないため分類できない。
皮膚感受性	: EU-RAR No.18 (2002) 記載のモルモットによる皮膚感受性試験は、OECDテストガイドラインに基づいたGLP試験で、信頼性の高い「陰性」であるが1試験結果のみであり、また、ヒトへの事例について Priority 1の文献中になんらの記載もないため、分類するにはデータ不足であり、分類できないとした。
生殖細胞変異原性	: EU-RAR No.18 (2002)、DFGOT vol.19 (2003) の記述から、経世代変異原性試験なし、生殖細胞in vivo変異原性試験なし、体細胞in vivo変異原性試験(小核試験)で陽性、生殖細胞in vivo遺伝毒性試験なしであることから、区分2とした。 遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)
発がん性	: データ不足のため分類できない。
生殖毒性	: ACGIH (2002) でA4、EPA (1999) でDに分類されている。 データ不足(親動物の生殖機能、受精能力に関するデータなし)のため分類できない。
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露):	: ヒトについて、「胸の痛み、胸部狭窄感、はきけ、嘔吐、頻脈、低血圧、頻呼吸、頭痛、不眠、意識混濁、発作」(CER1ハザードデータ集 96-17 (1997))、「顔の紅潮、胸部狭窄感、肺水腫、痙攣、意識喪失」(環境省リスク評価 第2巻 (2003))等の記載があることから中枢神経系、呼吸器が標的臓器と考えられた。 以上より、分類は区分1(中枢神経系、呼吸器)とした。 中枢神経系、呼吸器の障害(区分1)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露):	: 実験動物については、「過伸展反射、興奮性、協調不全、慢性肺炎、肺気腫、無気肺、胸水、肺胞内の組織球の凝集、肺胞中隔の細胞浸潤、気管支炎、腎臓の近位および曲尿細管の限局性混濁腫脹、脳の限局性硬膜あるいは硬膜下出血」(EU-RAR No.18 (2002))、「赤血球数、ヘマトクリット値、ヘモグロビン濃度の有意な減少、肝細胞の空胞化及び肥大、気管支炎」(環境省リスク評価 第2巻 (2003))等の記述から、中枢神経系、呼吸器、腎臓、血液系、肝臓が標的臓器と考えられた。実験動物に対する影響は、区分2に相当するガイダンス値の範囲でみられた。 以上より、分類は区分2(中枢神経系、呼吸器、腎臓、血液系、肝臓)とした。 長期又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器、腎臓、血液系、肝臓の障害のおそれ(区分2)
吸引性呼吸器有害性	: 情報がないため分類できない。

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	: 魚類(ヒメダカ)の96時間LC50 > 100mg/L(環境省生態影響試験、1995)他から、区分外とした。
水生環境慢性有害性	: 難水溶性でなく(水溶解度=1000g/L(PHYSROP Database、2005))、良分解性で急性毒性が低いことから、区分外とした。
オゾン層への有害性	: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 なお、本品はシアン化合物であり特別管理産業廃棄物に該当するため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 (参考)(1)燃焼法 可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉(おが屑)等
-------	--

に吸収させて、アフターバーナー及びスクラバー付き焼却炉の火室で焼却する。

汚染容器及び包装 : (2)活性汚泥法
生分解性があるので、活性汚泥処理が可能である。
内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 131

国際規則

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 1648
Proper Shipping Name : ACETONITRILE
Class : 3 (引火性液体)
Sub risk : -
Packing Group : II
Marine Pollutant : No (非該当)
Limited Quantity : 1L

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 1648
Proper Shipping Name : Acetonitrile
Class : 3
Sub risk : -
Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報 (消防法、毒劇法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1648
品名 : アセトニトリル
クラス : 3
副次危険 : -
容器等級 : II
海洋汚染物質 : 非該当
少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1648
品名 : アセトニトリル
クラス : 3
副次危険 : -
等級 : II
少量輸送許容物件 : 許容量

特別の安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載する。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れののないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
重量物を上積みしない。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物
(政令番号 第15号「アセトニトリル」、対象重量%は 1)
名称等を通ずべき危険物及び有害物
(政令番号 第15号「アセトニトリル」、対象重量%は 1)
(別表第9)
危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)

化審法	: 優先評価化学物質 No.38 (官報公示日:2011/04/01) 評価対象:人健康影響
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	: 旧第二種監視化学物質 No.1056 (官報公示日:2010/04/01) : 種別 「第1種指定化学物質」 : 政令番号 「1-13」 : 政令名称 「アセトニトリル」
毒物及び劇物取締法 消防法	: 劇物「有機シアン化合物」、包装等級 : 危険物第4類引火性液体、第一石油類、水溶性液体、 指定数量400L、危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法	: 引火性液体類(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: 引火性液体類
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Z類物質(施行令別表第1)
水質汚濁防止法	: 有害物質(施行令第二条) 「シアン化合物」 生活環境項目(施行令第三条第一項) 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 〔排水基準〕160mg/L以下(日間平均 120mg/L以下) (注)排水基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合は それに従うこと。
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質(政令番号:中環審第9次答申の9) 「アセトニトリル」
輸出貿易管理令	: 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第29類 有機化学品 HSコード(輸出統計品目番号、2019年4月1日版):2926.90-000 「ニトリル官能化合物-その他のもの」

16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献:

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH	CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。